万国郵便連合一般規則の第二追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第六号

万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

アディスアベバにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条２の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条４の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第百三条を次のように改める。

第百三条　大会議の権限

1　大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1　万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2　万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百三十八条の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。

1.3　連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4　大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5　管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百十七条及び第百二十五条の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6　連合の戦略を採択すること。

1.6の二　万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。

1.7　万国郵便連合憲章第二十一条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8　管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を、特に関連の大会議の決議に定める選出の手続に従って選出すること。

1.9　国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10　ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。

2　大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条

一般規則第百四条を次のように改める。

第百四条　大会議内部規則

1　大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。

2　大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。

3　1及び2の規定は、臨時大会議について準用する。

第三条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条　連合の機関のオブザーバー

1　次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1　国際連合

1.2　限定連合

1.3　諮問委員会の委員

1.4　大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2　次の者は、第百七条1.12の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1　国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2　国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3　1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第四条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条　管理理事会の構成及び運営

1　管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3　管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4　管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5　管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6　管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第五条

一般規則第百七条を次のように改める。

第百七条　管理理事会の権限

1　管理理事会は、次の権限を有する。

1.1　大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。